



生産緑地に指定できる 農地の範囲が拡大しました！！



令和2年1月31日に、国分寺市生産緑地地区指定基準（以下、指定基準）のうち、「5. 指定を行わない農地等」に関する運用基準を改正しました。これにより、農地法による転用の届出（以下、農転）が行われている農地でも生産緑地の指定を受けやすくなりました。

▶改正概要

国分寺市では、農転が行われた農地は原則として指定を行わないこととしており、指定を受けるためには、登記地目および現況が農地であることに加え、一定の条件を満たす必要があります。今回の改正で、指定を受けるための条件が下記の通り緩和されました。

改正前（概要）	改正後（概要）
<p>①農業従事者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・営農が可能な健康状態の方・指定時点で60歳未満の方（60歳以上の方は、60歳未満の後継者の確認） <p>②農地等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・農業委員会において現況農地である旨の認定を受けた農地等・同一の者が、指定時点で5年以上継続して営農している農地等 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none">・指定を希望する農地等の所有者につき1回まで	<p>①農業従事者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・営農可能な健康状態の方 <p>②農地等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・農業委員会において現況が農地である旨の証明を受けた農地等（申請日より1年以内）



※生産緑地の指定を受けるには、指定基準の指定要件を満たしている必要があります。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先



国分寺市役所（国分寺市戸倉1-6-1）
第二庁舎2階 まちづくり部まちづくり計画課
電話：042-325-0111（内線454）
メール：machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp